

相談・ 情報提供

1

- * 相談の総合窓口
- * 高齢者の相談
- * 障害者の相談
- * 子供の相談
- * ひとり親家庭・女性の相談
- * 成年後見制度・権利擁護等の相談
- * 医療保険・年金の相談
- * 戦争犠牲者の相談
- * その他の相談
- * 審査請求
- * 情報提供等

成年後見制度とは

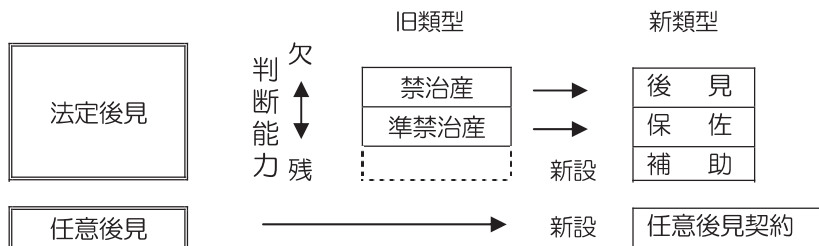
介護保険制度の開始に伴い、認知症高齢者など判断能力が不十分な人々も福祉サービスの利用に際して契約が必要になったことを契機に、平成12年4月に、民法の禁治産・準禁治産を改正してつくられた制度です。

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）します。

家庭裁判所が判断能力の不十分な人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

なお、旧制度は財産管理が中心で本人への身上配慮に乏しく、戸籍への記載があるなど、使いやすい制度ではなかったことから、新しい成年後見制度では、戸籍の記載に代えて登記制度が新設されたことや、身寄りのない人などのために区市町村長が家庭裁判所に申立てを行えるようになったことなど、大幅な見直しが行われています。

また、成年被後見人については、平成25年の公職選挙法改正により、選挙権及び被選挙権が回復しています。



どんな時に使えるの？

〔財産管理の例〕

- 親が死亡した知的障害者が、相続や預貯金の管理に困っている。
- 認知症高齢者の預貯金を親族が勝手に使ってしまう。
- 認知症で、訪問販売等悪徳商法の被害に繰り返しあってしまう。

〔身上監護の例〕

- 認知症の一人暮らしの高齢者だが、福祉サービスの利用契約が必要
 - 親が死亡した一人暮らしの知的障害者が、引き続き福祉サービスを利用しながら、施設に入所せず在宅で暮らしていけるよう、援助してくれる人が必要
- ➡ **他にも様々なケースが想定されます。後見人は本人の希望を尊重しながら、必要な権限を組み合わせ、本人がより良い生活を送れるよう支援します。**

相談の総合窓口

◇ 福祉事務所

生活保護法による保護の実施を始め福祉の総合的窓口として、区・市部はそれぞれ区・市が、町村部は都が設置（町村部の西多摩郡については福祉保健局の西多摩福祉事務所、島しょ部については各支庁）している。

業務内容 ①生活に困窮している人の相談、生活保護の実施 ②保育所・母子生活支援施設・助産施設への入所を始め、児童、家庭の福祉についての相談 ③知的障害者の援護施設への入所など、知的障害者の福祉についての相談 ④母子福祉資金の貸付けなど、母子福祉についての相談 ⑤身体障害者手帳の交付、施設への入所、補装具や更生医療の給付など、身体障害者の福祉についての相談 ⑥老人ホームへの入所など、高齢者福祉についての相談

なお、区・市によってはこれらの業務の一部を他の窓口で行っているところや、このほかの業務を行っているところもある。

また、町村部においての上記業務内容のうち②保育所への入所及び③⑤⑥については、各町村窓口にて取り扱っている。

職員 相談に当たる面接相談員、対象者の自立を支援する現業員（社会福祉主事）、専門的立場から助言・指導をする老人福祉指導主事・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・母子自立支援員・婦人相談員・家庭相談員等

窓口時間 土・日・祝日・年末年始を除く
月から金曜日まで、9時から17時まで

所在地 299☎参照 83か所

問合せ 業務内容については、上記各福祉事務所へ

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課

☎5320-4064(直通)

32-431(内線)

◇ 自立相談支援機関

生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業を行う相談窓口として、区・市部はそれぞれ区・市が、町村部は都が、実施主体として設置している。

対象 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者

業務内容 複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止めて、包括的・個別的・継続的な支援を行う。

問合せ 相談については、各自立相談支援機関へ（301☎参照）

根拠法令等 生活困窮者自立支援法・施行令・施行規則

担当課 福祉保健局生活福祉部生活支援課

☎5320-4572(直通)

32-553(内線)

FAX 5388-1405

◇ 保健所

地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として、次のような業務を実施している。

区部の保健所は各区が、八王子市保健所及

び町田市保健所は各々の市が、その他の多摩地域及び島しょ地域の保健所は都が設置している。

業務内容 ①精神保健福祉、難病対策、その他一般の保健指導、健康相談 ②障害児等の保健相談、指導（妊娠高血圧症候群等の医療費助成など）③結核（結核医療費の公費負担）、感染症、性感染症対策、エイズの相談・検査 ④アレルギー性疾患対策、大気汚染保健対策、花粉症対策 ⑤医療費公費負担等に関する書類の交付及び受理（自立支援医療（育成医療）の支給、養育医療の給付、小児慢性疾患の医療費助成、難病医療費等助成、大気汚染に係る健康障害者の医療費助成、原子爆弾被爆者の医療

所在地 304・307☎-参照

問合せ 業務内容については、各保健所へ
担当課 福祉保健局保健政策部保健政策課

☎5320-4334(直通)

32-841(内線)

FAX 5388-1427

◇ 保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う。区市町村が設置している。

業務内容 ①妊産婦及び乳幼児の健康診査 ②40歳以上の人を対象にした健康診査（がん検診等）等

所在地 307・308☎-参照

◇ 保健医療情報センター

保健医療福祉に関する相談や医療機関に関する情報提供を行うことにより、都民のセルフケアを支援する。

保健医療福祉相談 ☎5272-0303

保健医療福祉に関する相談や問合せに専門相談員が応じる。

受付時間 平日9時から20時まで

医療機関案内サービス ☎5272-0303

医療機関・夜間休日診療医療機関などの情報をコンピュータによる音声自動応答サービス等により提供する。

・聴覚障害者向け専用ファクシミリ受付

FAX 5285-8080

提供時間 24時間（年中無休）

・ホームページ（医療機関案内サービス「ひまわり」）アドレス

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

・携帯

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

根拠法令等 医療法

●外国語による相談窓口

（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）

医療情報サービス ☎5285-8181

外国語で受診できる医療機関や日本の医療制度などの問合せに相談員が応じる。

受付時間 毎日9時から20時まで

担当課 福祉保健局医療政策部医療政策課
分室（保健医療情報センター）

☎5272-1801(直通)

FAX 5272-1804

◇ 救急通訳サービス(医療機関向け)

☎0570-099283

救急で来院した患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合、電話による通訳サービスを行う。

利用日時

英語・中国語 平 日17時から翌朝9時

休日等9時から翌朝9時
韓国語・タイ語・スペイン語

平日17時から20時

休日等9時から20時

担当課 福祉保健局医療政策部医療政策課

☎5320-4448(直通)
33-323(内線)

◆ 医療安全支援センター

業務内容

①患者の声相談窓口

患者が医療に関する問題を自ら解決するための助言等を行い、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援する。

受付時間 平日9時から12時まで、13時から17時まで

相談方法 原則として電話で30分以内

専用電話

都医療安全支援センター ☎5320-4435

各都保健所医療安全支援センター

- ・西多摩保健所 ☎0428-20-2113
- ・南多摩保健所 ☎042-310-1844
- ・多摩立川保健所 ☎042-526-3063
- ・多摩府中保健所 ☎042-362-4691
- ・多摩小平保健所 ☎042-450-3222

②医療安全推進協議会の開催

③医療機関や都民の方を対象にした医療安全に関する情報の提供

④医療機関を対象にした医療安全に関する資質向上研修の実施

設置場所 都庁及び上記各保健所

担当課 福祉保健局医療政策部医療安全課

☎5320-4432(直通)

◆ 公共職業安定所

職業安定法・雇用保険法等に基づき、職業紹介・雇用対策・雇用保険業務などを一体的に実施している。特に、職業紹介にあたっては、若年者、高齢者、障害者等の専門の相談窓口を設置しているほか、障害者窓口では、手話通訳による相談日も設けている。

開庁時間 土・日・祝日・年末年始を除く月から金曜日まで8時30分から17時15分まで

なお、職業紹介業務については、施設ごとに開庁日が異なるが、土曜日及び平日の夜間開庁も実施している（雇用保険・職業訓練・求人受付等の手続を除く。）。

※施設ごとの開庁日、開庁時間については、各施設に直接問い合わせるか、東京労働局ホームページで確認を。

所在地 308☞参照

◆ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、都内の各地域に配置され、地域にお住まいの子育てに悩んでいる人、生活に困っている人、高齢者・障害者などの福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っている。

民生委員は児童委員を兼ねている。児童委員は、児童及び妊産婦の保護、保健、その他福祉に関する援助や指導を行う。また、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と児童委員との連絡調整及び援助協力を行う主任児童委員が配置されている。

職務内容 ①住民の生活状況を必要に応じて適切に把握する。②援助を必要とする人が自立した生活を行うことができるよう生活に関

する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
③援助を必要とする人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行う。
④社会福祉を目的とする事業を行っている人や社会福祉に関する活動を行う人と連携し、事業等の支援をする。⑤福祉事務所やその他関係行政機関の業務に協力する。⑥必要に応じて、住民の福祉の推進を図るための活動を行う。

組織活動 区市町村の各区域において、民生児童委員協議会を組織し、関係行政機関に対する意見具申や社会福祉関係団体への協力等の活動を行う。

委 嘱 区市町村の民生委員推薦会の推薦による候補者を都知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。推薦に当たり、知事は、社会福祉審議会の意見を聴くよう努めるものとされている。

任 期 3年

定 数 10,324人（平成28年12月改正）

内訳 民生委員・児童委員 9,544人

主任児童委員 780人

担当区域 民生委員・児童委員は、一人ひとりに担当する区域が定められ、住民の身近な地域で活動している。

主任児童委員は、担当区域を持たず、状況に応じて、児童相談所・保健所などの窓口となっている。

相談方法 自宅の玄関に青い色の「東京都民

生委員・児童委員」と書かれた門標を掲げ、相談に応じている。お住まいの担当民生委員・児童委員の住所氏名は区市町村へ

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

☎5320-4031(直通)

32-581(内線)

◇ 民生・児童委員協力員

民生・児童委員協力員は、区市町村の依頼の範囲で、地域福祉に関して幅広く活動している民生委員・児童委員の業務に協力し、一緒に活動する地域のボランティアで、平成19年度から配置されている。

業務内容 各区市町村の依頼により、民生委員・児童委員の活動に協力する業務を行う。このため、内容は各区市町村によって異なる。

委 嘱 区市町村長の推薦に基づき、知事が委嘱する。

任 期 1年

協力員数 238人（平成29年4月現在）

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

☎5320-4031(直通)

32-581(内線)

◇ 警視庁総合相談センター

警視庁への多岐にわたる相談を総合的に受け付け、相談内容に応じて、専門の相談窓口等を案内している。

相談電話 ☎^{ワンストップダイヤル} #9110又は3501-0110

高 齢 者 の 相 談

高齢者の福祉に関しては、福祉事務所(33・299☎)で老人福祉指導主事(275☎)が相談・指導を行っている。地域包括支援セン

ターでは、高齢者やその家族等の総合的な相談・支援を行っている。

このほか、高齢者の職業については公共職

業安定所（35・308号）、東京しごとセンター（58・83・352号）、が相談窓口となり、地域にある老人福祉センター（85号）も、各種の相談窓口を設けている。

◆ 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送れるよう、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの職員が高齢者やその家族等を総合的に支援する。

対象 介護保険の被保険者及びその家族等

事業内容 ①介護予防事業のケアマネジメント ②高齢者や家族に対する総合的な相談・支援（介護保険外のサービスを含む。） ③高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメントのための支援（ケアマネジャーへの支援等）

問合せ お住まいの区市町村の地域包括支援センター又は区市町村高齢福祉担当課

所在地 318号参照 427か所

根拠法令 介護保険法第115条の46

担当課 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
☎5320-4271(直通)
33-557(内線)

◆ 高齢者見守り相談窓口設置事業

高齢者の在宅生活の安心・安全を提供するために、高齢者やその家族等からの相談を受けたり、地域と連携して高齢者の見守り等を行う高齢者見守り相談窓口（名称は区市町村によって異なる。）を設置する。

事業内容 ①在宅高齢者・家族等からの相談への対応 ②在宅高齢者の生活実態の把握、見守り ③地域の組織・住民と連携した高齢

者への見守りの実施

所在地 331号参照 67か所

問合せ 331号参照

担当課 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
☎5320-4271(直通)
33-552(内線)

◆ 介護保険に係る相談

①東京都介護保険制度相談窓口

介護保険制度に関する一般的な相談に電話で応じている。

受付時間 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）9時から12時まで、13時から16時30分まで

受付電話 ☎5320-4597

なお、介護保険相談は、お住まいの区市町村でも受け付けている。

担当課 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
☎5320-4293(直通)
33-661(内線)

②東京都国民健康保険団体連合会

介護サービス苦情相談窓口

介護サービスの提供に関する苦情相談に電話で応じている。

受付時間 月曜日から金曜日（祝祭日・年末年始を除く）9時から17時まで

受付電話 ☎6238-0177

なお、苦情相談は、お住まいの区市町村でも受け付けている。

◆ 高齢者のための夜間安心電話

高齢者及びその家族の抱える保健・福祉等に係る各種の心配ごと、悩みごとに対して、情報提供を主として電話相談に応じている。

相談日時 毎日19時30分から22時30分まで

相談電話 公益社団法人東京社会福祉士会
☎5944-8640

◇ 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)

成年後見制度・権利擁護等の相談(50歳)を参照

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課
☎5320-4045(直通)
32-561(内線)

◇ 高齢者虐待防止・養護者支援法に係る相談・通報窓口

高齢者や家族が虐待への不安を感じたり、高齢者の介護に悩んだ場合の相談や、また、家族や福祉サービス従事者から、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合の連絡は、お住まいの区市町村へ

相談・通報窓口 各区市町村の地域包括支援センターが原則として窓口となる。その他の窓口については、各区市役所、町村役場(303号)へ
根拠法令等 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

担当課 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
☎5320-4276(直通)
33-564(内線)

◇ 「高齢者被害110番」

悪質な住宅リフォームや布団の次々販売など、高齢者の消費者被害に対応するため、高齢者からの相談を専用につけて、助言やあっせんを行っている。

相談電話 ☎3235-3366
受付時間 月から土曜日まで(祝日・年末年始を除く。) 9時から17時まで

担当課 東京都消費生活総合センター相談課
☎3235-9294

◇ 「高齢消費者見守り ホットライン」

表に出にくい高齢者被害の対策として、ご家族、ホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員等高齢者の身近にいる方々からの問合せや通報・相談を専用につけています。

相談電話 ☎3235-1334
受付時間 月から土曜日まで(祝日・年末年始を除く。) 9時から17時まで
担当課 東京都消費生活総合センター相談課

☎3235-9294

◇ 若年性認知症総合支援センター

65歳未満で発症する若年性認知症の人とその家族からの医療、介護、就労継続などの多岐にわたる相談について、一元化した窓口で対応している。

業務内容 ①電話相談、来所相談(予約制)
相談時間 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで 9時から17時まで

「東京都若年性認知症総合支援センター」
相談電話 ☎3713-8205
所在地 〒152-0003 目黒区碑文谷5-12-1TS
碑文谷ビル3階

「東京都多摩若年性認知症総合支援センター」
相談電話 ☎042-843-2198
所在地 〒191-0061 東京都日野市大坂上1-30-18大竹ビル2階

担当課 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
☎5320-4276(直通)
33-564(内線)

障 害 者 の 相 談

心身障害者（児）の福祉に関する相談の窓口としては、福祉事務所（33・299\$）、精神保健に関する相談窓口としては、区市町村、保健所、精神保健福祉センター（39・310\$）がある。福祉事務所では身体障害者福祉司（276\$）、知的障害者福祉司（276\$）が相談、指導を行っている。心身障害児については児童相談所（43・310\$）、保健所（33・304\$）も相談窓口となっている。また、地域では身体障害者相談員、知的障害者相談員がそれぞれおり、区市町村が相談窓口となっている。

また、心身障害者福祉センター及び精神保健福祉センターでは、区市町村に対する専門的支援や手帳の判定等を行っている。

このほか、心身障害者の各種相談に応じる障害者福祉会館（124・444\$）がある。

なお、職業については公共職業安定所（35・308\$）が、就学については区市町村の教育委員会が窓口となっている。

◇ 心身障害者福祉センター

センター（本所及び多摩支所）は、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、補装具の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的、心理学的及び職能的判定並びに区市町村への専門的支援等を行っている。

また、本所では高次脳機能障害者の支援拠点機関として、高次脳機能障害のある方への相談・支援等を行っている。

業務内容 ①身体障害者手帳の交付、愛の手帳の判定（18歳以上）・交付 ②補装具等の

判定、島しょ巡回相談、出張判定、福祉事務所との連絡・調整 ③身体障害者福祉法第15条指定医、人材育成の講習 ④高次脳機能障害者の相談・支援 ⑤重度心身障害者手当の認定・支給 ⑥自立支援協議会事務局 ⑦障害者総合支援法関連研修の企画・実施

利用方法 福祉事務所を通して、来所する日時を予約。ただし、愛の手帳の判定は、直接電話で予約。

窓口時間 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで、9時から12時まで及び13時から17時まで

所在地等 310\$参照 2か所

◇ 精神保健福祉センター

都では精神保健福祉センターを区部2か所多摩地域1か所の計3か所設置している。

こころの健康に関わる内容、アルコール、薬物、思春期・青年期（ひきこもり、不登校等）、認知症高齢者など精神保健福祉に関する支援拠点として種々の相談・支援等を行っている。

また、3センターでは、種々の精神科デイケアを行っており、精神障害者の社会復帰及び自立に必要なプログラムを実施している。

業務内容 ①アルコール・薬物・ギャンブル、思春期・青年期の専門相談及び家族講座等 ②認知症高齢者及びその家族のための保健所等と連携した訪問・相談 ③地域の関係機関への技術援助やネットワークづくり ④こころの健康に関する広報活動 ⑤精神保健福祉に関する調査研究 ⑥関係機関職員向けの研

修 ⑦精神医療審査会の事務及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳などの認定審査 ⑧精神科デイケア等のプログラムの実施

利用方法 電話で相談。相談については、内容に応じて区市町村や保健所等を案内する場合もある。

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで 9時から17時まで

所在地等 310☎参照 3か所

◆ 夜間こころの電話相談

都内に在住の方を対象として、臨床心理士や精神保健福祉士等が相談に応じている。

受付時間 毎日 17時から22時まで（受付は21時30分まで）

相談電話 ☎5155-5028

◆ 発達障害者支援センター

自閉症など特有な発達障害を有する障害児（者）とその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じている。

業務内容 ①発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援 ②発達障害児（者）及びその家族に対する発達支援 ③発達障害児（者）に対する就労支援 ④関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

相談方法 電話、ファックス、メールによる申込み

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで 9時から17時まで

所在地 〒156-0055 世田谷区船橋1-30-9
☎3426-2318

担当課 福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

☎5320-4464(直通)

33-173(内線)

◆ 高次脳機能障害専用電話相談

東京都の高次脳機能障害者支援拠点機関として、高次脳機能障害*により日常生活に支障のある方やその家族に対して生活や就労などの様々な相談に応じている。

*脳卒中中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶、注意、思考、行為、言語などの認知機能の一部に障害が生じた状態

相談日時 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで 9時から12時まで及び13時から16時まで

相談電話 ☎3235-2955

FAX 3235-2957

担当課 心身障害者福祉センター地域支援課
高次脳機能障害者支援担当

◆ 身体障害者相談員

職務内容 ①身体障害者の地域活動の推進、②身体障害者の更生援護に関する相談・指導、③身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など

相談方法 相談員の住所、氏名などは、区市役所・町村役場（303☎）へ

資格 民間の協力者。人格、識見が高く、社会的信望があり、身体に障害のある人の福祉増進に熱意を持ち、奉仕的活動ができることなど。原則として身体障害者のうちから、区市町村長が業務を委託

問合せ 区市役所、町村役場（303☎）

根拠法令 身体障害者福祉法第12条の3

◇ 知的障害者相談員

職務内容 ①知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言、②知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡、③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など

相談方法 相談員の住所、氏名などは、区市役所・町村役場（303号）へ

資格 民間の協力者。人格、識見が高く社会的信望があり、知的障害者の福祉増進に熱意を有し、奉仕の活動ができることなど。原則として、知的障害者の保護者のうちから、区市町村長が業務を委託

問合せ 区市役所、町村役場

根拠法令 知的障害者福祉法第15条の2

ろう者及び家族、盲ろう者支援関係者への総合的な相談支援）④社会参加促進事業（集団学習会・交流会、盲ろう者関係情報の収集・分析・提供、普及啓発）

開館日等 祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日まで9時30分から17時30分まで

運営主体・所在地 東京盲ろう者友の会
（〒111-0053台東区浅草橋1-32-6 コスモス浅草橋酒井ビル2階 ☎3864-7003 FAX 3864-7004）

根拠法令等 東京都盲ろう者支援センター事業運営要綱

担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4147(直通)
33-241(内線)
FAX 5388-1413

◇ 日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）

成年後見制度・権利擁護等の相談(50号)を参照

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課
☎5320-4045(直通)
32-561(内線)

◇ 盲ろう者支援センター

盲ろう者（視覚障害と聴覚・言語障害を重複して持つ身体障害者（児））に対する総合的な支援拠点として、東京盲ろう者友の会が運営している。

事業内容 ①訓練事業（コミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン等電子機器活用訓練）②専門人材養成事業（相談・訓練等の支援・指導員の育成、訓練・研修等プログラムの開発・普及）③総合相談支援事業（盲

◇ 東京都障害者 IT地域支援センター

障害者を対象に、情報技術（IT）に関する技術相談や機器を展示し、障害特性に合わせた体験実習を行っている。

対象者 都内に在住で障害のある人

費用 無料

申込み 東京都障害者IT地域支援センター（〒112-0006 文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階 ☎6682-6308 FAX 6686-1277）

開館時間 10時から17時30分まで

閉館日 水・日曜日・祝日・年末年始、土曜日は不定休

根拠法令等 東京都障害者IT支援総合基盤整備事業実施要綱

担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4147(直通)

33-241(内線)
FAX 5388-1413

◇ 障害者虐待防止法に係る 相談・通報窓口

障害者虐待を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたりした場合の連絡は、お住まいの区市町村へ

相談・通報窓口 各区市町村の障害者虐待防止センター（446☎）が原則として窓口となる。

根拠法令等 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4559(直通)
33-202(内線)
FAX 5388-1413

◇ 障害者差別解消法に係る 相談窓口

国及び地方公共団体において、障害者及び

その家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるような必要な体制の整備を図るものとされている。

相談窓口

・都の職員による差別に関する相談については、各局等に窓口を定めている。(452☎)また、都の事務事業における差別については、当該事務事業の担当部署において相談を受ける。

・民間事業者による差別に関する相談については、一義的には当該事業者において対応することになるが、必要に応じて、都では、それぞれの事業で指導等を行っている所管部署が相談を受ける。

根拠法令等 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

担当課 福祉保健局障害者施策推進部計画課
☎5320-4559(直通)
33-203(内線)
FAX 5388-1413

子供の相談

都では、虐待や犯罪から子供を守るネットワークを構築することにより児童相談所の機能強化を図っている。措置決定や家裁への申立て等にも対応できる非常勤弁護士を全児童相談所に配置している。

子供の福祉に関する総合的な相談窓口としては、児童相談センター・児童相談所があり、児童福祉司（275☎）が相談に応じている。より身近なところで子育てなどの相談に応じる事業として子供家庭支援センターや子育てひろば(135☎)がある。また、地域では児童

委員(35☎民生委員が兼務)、主任児童委員が、児童・母子の福祉について相談に応じている。

未熟児、障害児等の保健相談については保健所（33・304☎）が、医療費公費負担については区保健所又は市町村所管課が、未熟児、母子保健の相談については区市町村の保健所又は保健センター（33・304・307☎）が行っている。

心身障害児の問題については心身障害者福祉センター（39・310☎）も相談に応じている。児童のこころの問題については、都立小児総

合医療センターこころの電話相談室（45・313 ㉟）が相談に応じ、少年の非行防止のためには、ヤング・テレホン・コーナー（45㉟）が電話相談を、警視庁少年相談室・少年センター（45・313㉟）では来所相談を行っている。

また、高等学校を中途退学し、進路に悩んでいる方には、青少年リスタートプレイス（45・313㉟）で相談を受け付けている。

◇ 児童相談センター・児童相談所

児童福祉法に基づき児童（18歳未満）の福祉の窓口として都が設置している。児童相談センターは、地域児童相談所の機能に併せ、児童相談所間の調整、全児童福祉施設等の費用徴収事務のほか、総合的な診断・治療・指導の機能、研修・研究の機能、児童問題に関する情報の管理機能などを持っている。

業務内容 ①児童の様々な問題についての相談 ②児童とその家庭についての必要な調査・診断・治療・指導 ③児童福祉施設への入所、里親などへの委託の措置 ④緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護 ⑤巡回相談、出張診断 ⑥愛の手帳の交付など

また、不登校など家に閉じ込もりがちな児童のもとへ青年のボランティア（メンタルフレンド）を派遣している。

相談受付時間 月から金曜日まで9時から17時まで

治療指導事業 児童相談センターでは、家庭、学校等において適応することが困難な児童を通所（おおむね6か月から1年まで）又は宿泊（おおむね1から3か月まで）させて、専門職員による指導援助を行っている。

電話相談 児童相談センターでは、児童の養

育・しつけ・発達など子供に関するさまざまな相談に対し、専任職員が電話相談に応じている。月から金曜日まで、9時から21時まで土・日・祝日9時から17時まで（年末年始を除く。）

電話相談専用 ☎3366-4152

聴覚言語障害者専用 FAX 3366-6036

所在地 310㉟参照 11か所

◇ 児童虐待対策事業

虐待対策班の設置

急増し深刻化している児童虐待問題に対する初期対応等の強化を図るために虐待対策班を全児童相談所に設置し、困難ケース等に専門的に対応している。

通年開所

児童虐待相談や緊急性のあるケース等に迅速に対応するため、児童相談センターに土・日曜日・祝日（年末年始を含む。）にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保している。

実施日 土・日曜日、祝日（年末年始を含む。）

相談時間 9時から17時まで

担当課 児童相談センター事業課

☎5937-2330

家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設等に入所した児童の早期家庭復帰の促進を図るために、家庭復帰支援員を全児童相談所に配置するなど、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組を行っている。

児童虐待カウンセリング強化事業

児童虐待を行ってしまった保護者への指導

援助を行い、児童虐待の防止、親子関係の改善や家族再統合を図るため、各児童相談所へ精神科医師等を登録し、援助活動を行っている。

活動内容 ①児童相談所職員への助言等の協力 ②保護者への面接・カウンセリング・医療機関等の紹介 など

相談日 月2回程度

民間関係機関との連携

個別的な児童虐待ケースの解決のために、社会福祉法人子どもの虐待防止センターと児童相談所とは相互の密接な協力関係が不可欠であり、情報の提供及びプライバシーの取扱いについての協定を締結した。

また、個別具体的な児童保護ケースの解決のために、児童相談所が一時保護を必要と認めるときに必要な情報を提供し、一時保護を求めるために社会福祉法人カリヨン子どもセンターと協定を締結している。

児童虐待防止のための普及啓発活動

児童虐待に対する理解を深めるため、パンフレットの作成、配布をはじめとした普及・啓発活動を行い、児童虐待の早期発見や、虐待に悩んでいる人の救援の一助とする。

担当課 児童相談センター事業課

☎5937-2305

児童虐待に関する相談は、児童相談センター・児童相談所（43・310☎参照）へ

児童相談所以外に下記において児童虐待の相談を受け付けている。

社会福祉法人子どもの虐待防止センター

〒156-0043 世田谷区松原1-38-19 東建ビル202 ☎5300-2990

受付日時 平日10時から17時まで、土曜日10時から15時まで（年末年始・祝祭日を除く。）

子供の権利擁護専門相談事業（東京子供ネット）

子供たちからの幅広い相談をフリーダイヤルの電話で受け、深刻な権利侵害事例について、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行う。

電話相談 月から金曜日まで9時から21時まで 土・日・祝日 9時から17時まで（年末年始を除く。）

☎0120-874-374^{はなしてみなよ}（フリーダイヤル）

担当課 児童相談センター事業課

☎5937-2305

◇ 子供家庭支援センター

子供自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じる総合相談窓口。下記の事業を行い、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行う。

センターの種類 ①先駆型子供家庭支援センター（事業内容①から④を実施するほか⑤の選択実施が可能） ②従来型子供家庭支援センター・小規模型子供家庭支援センター（事業内容①・②を実施するほか④及び⑤のⅡの選択実施が可能）

事業内容 ①子供家庭総合ケースマネジメント事業（総合相談、在宅サービスの提供・調整、サービス調整（関係機関の連携による援助の実施）） ②地域組織化事業（子育てサークル、ボランティアの育成等） ③要支援家庭サポート事業（虐待家庭等に対する見守りサポート、養育支援訪問事業（育児支援ヘルパー派遣）の各事業） ④在宅サービス基盤整備事業（子供家庭在宅サービス事業の担い手となる養育家庭の普及等の活動） ⑤専門性強化事業（I・

虐待対応の強化、Ⅱ・心理的ケアへの取組)

現在は60区市町村で事業を実施（平成29年4月1日現在）

所在地 3113☞参照

根拠法令等 子供家庭支援センター事業実施要綱

担当課 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4371(直通)
32-668(内線)

◇ 都立小児総合医療センター こころの電話相談室

子供の発達やこころの問題、精神科受診の必要性などについて、臨床心理士が電話での相談に応じる。

相談日 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで

相談時間 9時30分から11時30分まで、
13時から16時30分まで

所在地 3133☞参照

◇ ヤング・テレホン・コーナー

少年の健全育成を図るため、非行やいじめ、犯罪の被害など、少年自身や保護者等からの困りごとの相談を受ける電話相談窓口。更に問題が複雑なものや解決に時間のかかるものについては、専門の相談員が面接相談にも応じている。

受付時間 毎日24時間受け付けています。

相談電話 ☎3580-4970

担当課 警視庁生活安全部少年育成課

☎3581-4321(警視庁代表)
30732~4(内線)

◇ 警視庁少年相談室・ 少年センター

少年の非行や、被害等に関し、少年自身や保護者等からの相談に応じ、専門の相談員がカウンセリングなどを通じて解決のための助言や指導を行う。

受付時間 祝日・年末年始を除く、月から金曜日まで8時30分から17時15分まで

ほかに、休日相談（月1回）、出張相談（区役所などで相談受理）を実施、ただし面接相談を希望する場合は各少年センターへ

所在地 3133☞参照 9か所

◇ 青少年リスタートプレイス

対象 都内在住又は在勤で、原則として中学生から高校生相当年齢までの方とその保護者

事業内容 高等学校を中途退学した方、高校での就学経験のない方、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方やその保護者に対し、電話相談・来所相談を通して就学や就労に関する支援を行う。

「リスタート登録」：登録者には、年間5回のリスタート通信を郵送し、進路に関わる情報や当センターの事業等についての情報提供を行う。

「就学サポート」：現在、学校に籍がない高校生相当年齢の方に対し、進路に関する面談を計画的・継続的に行い、都立高校への就学に向けた支援を行う。

「進路相談会」：年間9回開催し、個別相談（要事前申込）を通して、適切な進路選択ができるよう支援する。

「つどい」：保護者同士が、心と身体のこと、

就学に係る制度のこと、将来のことなどについて学び、考え、語り合う場を提供する。

根拠法令等 東京都教育相談センター設置条例及び青少年リスタートプレイス設置要綱

費用 無料

申込み 東京都教育相談センター

(電話相談 ☎3360-8008、高校進級・進路・入学相談 ☎3360-4175)

利用時間 電話相談：平日 9時から21時まで
土・日・祝日 9時から17時まで
来所相談：平日 9時から17時まで

※来所相談は電話でご予約ください。

※閉庁日・年末年始を除く。

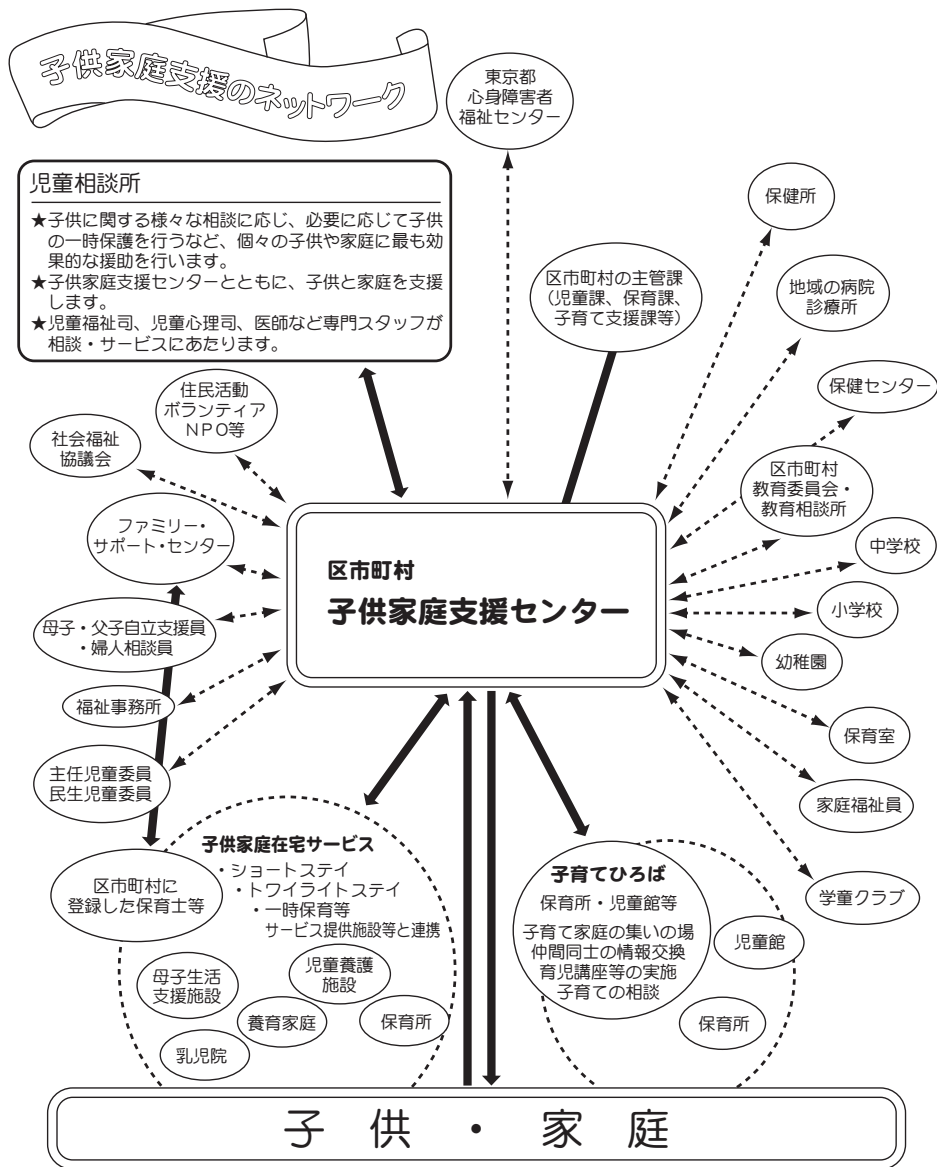
所在地 313☞参照 FAX3360-4198

担当課等 東京都教育相談センター

☎3360-4192

(青少年リスタートプレイス担当)

●地域における子供家庭支援システム（モデル図）



ひとり親家庭・女性の相談

ひとり親家庭の福祉に関しては、福祉事務所(33・299☎)などにおいて、母子・父子自立支援員がひとり親家庭の様々な問題について相談に応じ、自立に必要な情報提供及び援助を行っている。

ひとり親家庭の様々な問題に関しては、東京都ひとり親家庭支援センターの相談員が相談に応じている。また、地域では児童委員(35☎)が相談に応じている。

夫等の暴力、その他様々な女性の悩みの相談については、女性相談センター(49・313☎)、東京ウィメンズプラザ(49・313☎)、福祉事務所などで、相談に応じている。

◇ 母子・父子自立支援員

職務内容 ひとり親家庭及び寡婦に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援

相談方法 福祉事務所・支庁・区市役所(33・299☎)へ

根拠法令等 母子及び父子並びに寡婦福祉法

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課
☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◇ 東京都ひとり親家庭支援センター

東京都ひとり親家庭支援センター(愛称「はあと」)では、ひとり親家庭及びその関係者に対し、相談支援や普及啓発等を行うことにより、ひとり親家庭の自立支援と生活の安定を図る。

相談内容 ①生活相談…ひとり親家庭の育児や家事、健康等生活一般に関する相談支援
②養育費相談…養育費等に関する相談支援、専門相談、養育費の取決めや調停等における家庭裁判所等への同行支援 ③離婚前後の法律相談…家事事件に精通した弁護士による面談での法律相談 ④面会交流支援…離婚により、一緒に暮らしていない親と子供が面会交流をする支援 ⑤就業相談…ひとり親家庭の就労に関する相談支援、職業紹介

いずれも来所による相談は要予約

相談窓口 ①・②・③・④ はあと〔セントラルプラザ5階〕

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1

☎①5261-8687

☎②・③・④5261-1278 FAX 5261-1343

⑤はあと飯田橋〔東京しごとセンター7階〕

〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3

☎3263-3451 FAX 3263-3452

(日曜・祝日の電話は、はあと(セントラルプラザ)に自動転送)

①～⑤いずれも、来所による相談は要予約

相談受付時間及び実施日

①・②・③・④ 9時から16時30分まで(通年、祝日含む)。

⑤ 9時から16時30分まで(月・水・金・土・日曜日)

9時から19時30分まで(火・木曜日)

なお、年末年始は除く。

根拠法令等 東京都ひとり親家庭支援センター事業実施要綱

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4125(直通)
32-611(内線)

◇ 東京都女性相談センター

緊急の保護や自立のための支援が必要な女性の相談に応じ、助言・援助を行うため都が設置している。婦人相談所。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」)の配偶者暴力相談支援センターの機能をもつ。

業務内容 ①生活各般の相談、助言、援助
②医学的判定、心理学的判定、職能的判定
③一時保護 ④婦人保護施設の入所決定

相談 DV相談等女性からの様々な相談に応じている。

一時保護は、原則福祉事務所等からの依頼による。

相談方法

電話相談

[23区にお住まいの方]

☎5261-3110 (9時から20時まで)

[多摩地区にお住まいの方]

☎042-522-4232 (9時から16時まで)

来所相談 電話相談後、必要に応じて実施
(全て予約制)

相談日 月から金曜日まで(祝日・年末年始を除く。)

対応職員 婦人相談員、特別相談員(離婚問題等の法律的相談)、心理職員等

所在地 313☎参照 2か所

根拠法令等 売春防止法、DV防止法、人身取引対策行動計画、ストーカー規制法、東京都女性相談センター条例

◇ 配偶者暴力相談支援センター

東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターである。役割分担の下に互いに連携して支援を行っている。

◇ 東京ウィメンズプラザ

配偶者暴力相談支援センターの総合相談窓口としての機能を担い、配偶者からの暴力(DV)等で悩んでいる方の相談をお受けしています。

また、夫婦や親子の問題、生き方、人間関係など、暮らしのなかで抱えるさまざまな悩みについて、相談を受けています。

業務内容 ①総合相談 ②配偶者暴力被害者自立支援講座の開催 ③普及・啓発 ④職務関係者の研修 ⑤関係機関連携会議

相談 配偶者からの暴力に関する総合的な相談窓口として、被害者や関係機関からの相談に応じ、被害者の状況に対応した助言と情報提供等を行う。

相談方法

電話相談 ☎5467-2455

毎日9時から21時まで(年末年始を除く)

※男性のための悩み相談 ☎3400-5313

月曜日・水曜日17時から20時(祝日・年末年始を除く)

面接相談

電話相談後、必要に応じて実施(全て予約制)

・一般相談

・法律相談

・精神科医による相談

・男性のための悩み相談

所在地 313☎参照

根拠法令等 DV防止法

◇ 東京都女性相談センター

配偶者暴力相談支援センター業務のうち、主として一時保護及びこれに付随する相談業務を行う。

◇ 婦人相談員

職務内容 保護や援助を必要とする女性の早期発見、相談、援助等

相談方法 東京都女性相談センター（313㉮）、福祉事務所・支庁（33・299㉮）へ

根拠法令等 売春防止法

担当課 女性相談センター

☎5261-3911

◇ 女性のための健康ホットライン

思春期から更年期に至る女性の心身の健康を支援するため、看護師等の専門職が電話又はメールで相談に応じている。

利用時間

電話 月から金曜日まで（元日を除く）

10時から16時まで

メール 24時間365日受付

相談

電話 ☎5339-1155

メール 下記福祉保健局HP上の専用フォームより必要事項を入力して送信。

ホームページアドレス

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/w_soudan.html

[jp/kodomo/sodan/w_soudan.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/w_soudan.html)

根拠法令等 母子保健法

担当課 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4372(直通)

32-681(内線)

◇ マザーズハローワーク

出産や子育てのため、いったん退職した方、将来的に子育てと仕事の両立を希望する方の再就職を支援する。子育てと両立しやすい企業の求人情報の紹介を行うほか、専門の相談員が育児と仕事の両立について相談に乗る。子ども連れ的女性が利用しやすいよう、ベビーベッドや遊具、授乳室も整備している。

◇ マザーズハローワーク東京

受付時間 土・日・祝日を除く月から金曜日まで10時から18時まで

所在地 〒150-0002渋谷区渋谷1-13-7ヒューリック渋谷ビル3階 ☎3409-8609

◇ マザーズハローワーク日暮里

受付時間 土・日・祝日を除く月から金曜日まで10時から18時まで

所在地 〒116-0013荒川区西日暮里2-29-3日清ビル5階 ☎5850-8611

◇ マザーズハローワーク立川

受付時間 土・日・祝日を除く月から金曜日まで10時から18時まで

所在地 〒190-0012立川市曙町2-7-16鈴春ビル5階 ☎042-529-7465

成年後見制度・権利擁護等の相談

都では認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人々の誰もが、安心して福祉サービスを利用し生活して

いくためには、成年後見制度（32㉮参照）の活用や福祉サービスの利用援助が必要であると考え、制度の利用を支援するために、次の

事業を行っている。

① 福祉サービス総合支援事業

福祉サービス利用者等に対する支援を住民に身近な区市町村が総合的・一体的に実施できるよう、都は区市町村への補助を行い、区市町村は①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談などに一体的に対応②判断能力が十分でない人々及び要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービスの利用援助③苦情、権利擁護相談に関する第三者機関の設置等を総合的に行う。

② 成年後見活用あんしん生活創造事業

成年後見制度の一層の活用促進を図るため、都は区市町村の取組に対する支援を中心とした次の事業を実施する。

区市町村は住民からの成年後見制度の利用に関する相談等について具体的な対応が行えるよう、「成年後見制度推進機関」の設置、運営、社会貢献型後見人の養成・支援、その他独自の取組を行う。都は、区市町村の取組を支援するほか、成年後見制度の普及・PR、区市町村担当職員等の研修、相談対応及び関係機関との連携を行う。

③ 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業))

* 社会福祉法の第二種社会福祉事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスを利用するに当たって必要な手続や利用料の支払い、苦情解決制度利用の手続などを、助言・相談、代行、一部代理等の方法により援助する。また、

日常的な金銭管理サービスや大切な書類等の預かりサービスも行う。成年後見制度と比較すると、後見事務の一部と同等の事務を委任契約に基づく「代理」により行えるため、成年後見制度よりも簡便に利用できる。なお、福祉サービス利用援助事業を行う機関のうち、厚生労働省の補助事業として実施する都道府県社会福祉協議会の事業を「日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)」と言う。都ではより身近な地域で利用できるよう、東京都社会福祉協議会からの区市町村社会福祉協議会等への事業委託を行っている。また、利用に際しての相談は区市町村社会福祉協議会等で受けられる。

◇ 福祉サービス総合支援事業相談窓口

事業内容 ①福祉サービス利用に際しての苦情、判断能力が十分でない人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談などに一体的に応じる。②判断能力が十分でない人々及び要支援・要介護高齢者、身体障害者に対する福祉サービスの利用援助を行う。

所在地 315◇参照 49区市・49か所(平成29年4月現在)

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課
☎5320-4045(直通)
32-561(内線)

◇ 成年後見制度推進機関

事業内容 成年後見制度の利用に関する相談等について具体的な対応を行う機関で、原則として区市町村単位で設置する。親族等後見人に対する相談・実務研修、地域関係者のネットワークづくり、法人後見の受任などを

行う。

所在地 315☎-参照 48区市・44か所（平成29年4月現在）

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

☎5320-4045(直通)
32-561(内線)

◇ 東京家庭裁判所

事業内容 後見関係事件の事務案内

「後見センター」☎3502-5359・5369

「立川支部」☎042-845-0324

◇ 成年後見制度等の 民間専門相談機関

◆**権利擁護センターばあとなあ東京（公益社団法人東京社会福祉士会）**

事業内容 成年後見に関する相談（初回は、電話相談・訪問相談共に無料。2回目以降有料。）・後見人等の紹介・受任など。電話相談は平日10時から16時まで受付。

☎5944-8680(相談専用)

◆**公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部**

事業内容 司法書士による成年後見に関する相談（無料、有料あり。曜日、時間は要確認）、後見人等の紹介・受任、出前講座、一般向け後見人養成講座など。

☎3353-8191 FAX 3353-8234

面談による無料相談

・総合相談センター（四ツ谷）

予約☎3353-9205

・三多摩相談センター（立川）

予約☎042-548-3933

・成年後見ホットライン（無料、月・木曜日、14時から17時まで）

☎5379-1888

◆**東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会 高齢者・障がい者のための電話相談**

事業内容 東京にある3つの弁護士会が共同して電話相談を行う。（東京弁護士会オアシス・第一東京弁護士会しんらい・第二東京弁護士会ゆとり〜な）

高齢者や障害者のための相談を、弁護士が直接対応（電話相談無料）、必要に応じて面接（来館）相談や出張相談も行う（面接・出張相談有料）。

福祉関係・行政関係・施設の方など、職務上での相談をする面接（来館）相談については、初回無料 ☎3581-9110
月曜日から金曜日までの10時から12時、13時から16時まで（祝日、年末年始を除く。）

◇ 日常生活自立支援事業 （地域福祉権利擁護事業）

東京都社会福祉協議会を実施主体としている。サービス利用上に関する相談は各区市町村の社会福祉協議会

事業内容 判断能力が不十分な人の ①権利擁護に関する相談・援助 ②福祉サービスの利用援助 ③日常的金銭管理サービス ④書類等の預かりサービスを行う。

所在地 各区市町村の社会福祉協議会の所在地は、498☎-参照

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

☎5320-4045(直通)

32-561(内線)

◇ 子供の権利擁護専門相談事業

子供の相談（42☎）を参照

医療保険・年金の相談

社会保険制度一覧

社会保険制度には、医療保険・年金保険・

社会保険制度一覧

種	類	対象者	運営主体	窓 口
医療保険	国民健康保険	地域住民	区市町村	区市町村役場
		一般被用者	国民健康保険組合	国民健康保険組合
	健康保険	一般被用者	全国健康保険協会	年金事務所(適用) 全国健康保険協会 都道府県支部(給付)
		健康保険法 第3条第2 項の規定に よる被保険 者	健康保険組合	健康保険組合
年金保険	国民年金	地域住民等	政府 国民年金基金	区市町村役場 国民年金基金
	厚生年金 保 険	一般被用者	政府 厚生年金基金	年金事務所 厚生年金基金
船員保険	船員保険	船 員	全国健康保険協会	年金事務所 全国健康保険協会 労働基準監督署 公共職業安定所 地方運輸局
労働保険	雇用保険 労災保険	一般被用者	政府	公共職業安定所 労働基準監督署
医療・年金	共済組合	公務員等	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 日本私立学校振興・共済事業団	

- (注) 1. 国民年金の対象者には、一般被用者、船員、公務員等を含む。
2. 船員保険の職務外年金は厚生年金保険に統合されている。

年金事務所

健康保険法・厚生年金保険法・国民年金法に関する事務を行っている。

業務内容 健康保険、厚生年金保険の次の事項に関すること ①被保険者の資格 ②年金給付の裁定及び相談 ③保険料及び子ども・

労働保険があり、一般被用者・地域住民・船員・公務員など対象者別にそれぞれの制度に分けられている。

子育て拠出金の徴収

国民年金の次の事項に関すること ①被保険者の資格 ②年金給付の裁定及び相談 ③保険料の徴収

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日、8時30分から17時15分まで

※年金相談については月曜日(月曜日が休日

の場合は火曜日) 19時まで、第2土曜日は9時30分から16時まで

所在地 313☎参照 28か所

◆ 街角の年金相談センター

来所による年金相談の専用窓口として、平成22年1月から、日本年金機構からの委託を受けて、全国社会保険労務士会連合会が運営している。

業務内容 年金給付に関する相談

相談方法 「本人であることを確認できる公的な写真付身分証明書」を持参。その他に、

- ①受給者の場合 年金証書が必要
- ②被保険者の場合 年金手帳(基礎年番号通知書)が必要

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで、8時30分から17時15分まで(国分寺年金相談センターは、9時から17時15分まで)

所在地 314☎参照 11か所

◆ 電話による年金相談 (ねんきんダイヤル)

全国共通の電話番号を設け、電話による年金相談を受け付けている。

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで、8時30分から17時15分まで
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は8時30分から19時まで、また、毎月第2土曜日は9時30分から16時まで

☎0570-05-1165

☎03-6700-1165(050で始まる電話からかける場合)

◆ ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

全国共通の電話番号を設け、「ねんきん定

期便」「ねんきんネット」「ねんきん特別便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」に関する問合せを受け付けている。

受付時間 祝日、年末年始を除く月から金曜日 9時から19時まで、第2土曜日 9時から17時まで

☎0570-058-555

☎03-6700-1144(050で始まる電話からかける場合)

◆ FAXによる年金相談

耳や発声が不自由なことにより電話による年金相談が困難な方のためにFAXによる年金相談を実施している。

相談方法 文書相談受付票(日本年金機構のホームページからダウンロードができる。)に必要事項を記入の上、年金事務所にFAXで送信

一般的な相談にはFAXで、個人記録に基づく相談には郵送で回答される。

受付場所 各年金事務所(313☎参照)

◆ 年金委員

厚生労働大臣が委嘱する民間協力員で年金制度について、会社や地域において積極的な啓発・相談・助言などの活動をしている。活動範囲により「職域型」と「地域型」に区分され、「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などで活動している。

職域型 事業所の被用者年金事務の担当者等で一定の経験・知識があり、事業主の推薦のあった者のうちから厚生労働大臣が委嘱する。

地域型 地域の事情に精通し、政府管掌年金事業の適正な運営に理解を有する者で、区市町村等の推薦のあった者のうちから厚生労働大臣が委嘱する。

問合せ 各年金事務所(313頁参照)

◇ 全国健康保険協会 (協会けんぽ)東京支部

健康保険法の主に健康保険給付に関する業務を行っている。

業務内容 健康保険の次の事項に関すること

①保険給付の決定及び支給 ②任意継続被保険者の加入及び保険料収納 ③被保険者証の発行

受付時間 祝日・年末年始を除く月から金曜日まで、8時30分から17時15分まで

所在地 中野区中野4-10-2
中野セントラルパークサウス7階
☎6853-6111(代表)

◇ 健康保険委員

全国健康保険協会管掌健康保険(協会けん

ぽ)の健康保険事業について、広報、相談、各種事業の推進、健康保険事業に関するモニター等の事業に協力いただく協会けんぽ適用事業所(以下「事業所」という。)の被保険者を健康保険委員として委嘱することにより、もって加入者の参画による健康保険事業の推進を図ることを目的としている。

健康保険委員の役割

- ① 協会と事業所・加入者の健康保険情報に関する橋渡しの役割
 - ・運営方針の浸透
 - ・運営方針への御理解・御協力
 - ・情報の周知広報
- ② 事業主・加入者の皆様のご意見や反応の、モニターの情報提供

担当グループ 全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部業務改革・サービス推進グループ
☎6853-6111(代表)

戦争犠牲者の相談

◇ 戦没者遺族相談員

☎5320-4078(直通)
32-531(内線)

職務内容 ①戦没者遺族についての各種年金、給付金などの受給に関する相談・指導 ②戦没者遺族の生活上の問題に関する相談・指導 ③その他関係業務

相談方法 地域の相談員の照会は福祉保健局生活福祉部計画課へ

資格 民間の協力者。社会的信望があり、かつ戦没者遺族の援護に熱意と識見を持っている人の中から、知事の推薦により厚生労働大臣が業務を委託

任期 任期2年

担当課 福祉保健局生活福祉部計画課

◇ 戦傷病者相談員

職務内容 ①戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の交付と修理、JR無料乗車などに関する相談・指導 ②恩給、年金などの支給に関する相談・指導 ③身体障害者更生援護施設、生活福祉資金など戦傷病者が利用することができる各種社会福祉制度に関する相談・指導
相談方法 地域の相談員の照会は福祉保健局生活福祉部計画課へ

資格 民間の協力者。社会的信望があり、かつ戦傷病者の援護に熱意と識見を持って

る人の中から、知事の推薦により厚生労働大臣が業務を委託

任 期 2年

担当課 福祉保健局生活福祉部計画課

☎5320-4078(直通)
32-531(内線)

◆ 中国帰国者相談

中国帰国者等に対し総合的に相談に応じるため相談通訳員を配置し必要な助言・指導を行っている。

相談日時 祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日まで、9時から17時まで

※来所相談 電話で予約の上来所

相談場所 福祉保健局生活福祉部生活支援課
☎5320-4079(直通)
32-511(内線)

◆ 中国帰国者等自立支援通訳員・自立指導員・中国帰国者等生活相談員

中国帰国者等及びその家族の定着自立促進

を図るため、公的機関においての通訳派遣や日常生活、言語、就職に関する相談、職業訓練受講の補助などを行っている。

派遣対象

①中国帰国者等自立支援通訳員、②自立指導員 厚生労働省が帰国者等として取り扱った世帯

③中国帰国者等生活相談員 中国帰国者等及びその子等で、国の援護の対象とならない人
問合せ ①・②は各区・市中国帰国者等支援給付窓口、ただし町村部は西多摩福祉事務所又は各支庁

③は生活支援課

担当課 福祉保健局生活福祉部生活支援課
☎5320-4084(直通)
32-512(内線)

そ の 他 の 相 談

◆ 薬と薬局の情報サービス

都民の皆様が薬や健康に関する不安を解消できるよう、インターネットを活用したサービスを提供している。

くすりの救Q箱

薬を正しく安全に使用するための情報を提供するホームページで、薬や医療機器による事故を防ぐための情報や、薬の飲み方・使い方、薬を買う時の注意点などを掲載している。

ホームページアドレス

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_shoku/qabox/

担当課 東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課

☎3363-3231(代表)

東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”

都内にある薬局の名称、所在地、開店時間、提供サービス等、色々な条件から薬局を検索

できる。

ホームページアドレス（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」内）

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

携帯（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」内）

<http://www.himawari.metro.tokyo.jp/kt/>

担当課 福祉保健局健康安全部薬務課

☎5320-4511(直通)

◇ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～

自殺の背景となる様々な問題を解決するため、相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関へつなぐ自殺防止専用の電話相談

電話相談 ☎0570-087478

相談時間 14時から翌朝5時30分まで
年中無休

相談できる方 都内在住・在勤・在学の方

担当課 福祉保健局保健政策部保健政策課

☎5320-4310(直通)

32-845(内線)

◇ いのちの電話

孤獨、挫折、人間関係の問題など、こころの危機に直面した人のため民間法人が行う電話相談

東京いのちの電話 年中無休 24時間

電話相談 ☎3264-4343

インターネット相談（1週間程度で返信）

<https://www.inochinodenwa-net.jp/>

東京多摩いのちの電話

年中無休 10時から21時まで（毎月第3金曜日は10時から日曜日21時まで）

☎042-327-4343

Tokyo English Life Line

年中無休 9時から23時まで ☎5774-0992

◇ 東京自殺防止センター

自殺を考えている人々、苦悩状態にある人々に感情的な支えを提供することを目的とし、NPO法人が実施する電話相談

電話相談 ☎5286-9090

受付時間 年中無休、20時から翌朝6時まで
（毎週火曜日は17時から翌朝6時まで）

ホームページアドレス

<http://www.befrienders-jpn.org/>

◇ 東京都ひきこもりサポートネット

メール、電話及び訪問相談を通じて、ひきこもりで悩む方からの相談を無料で受けている。本人以外（家族・友人等）でも可。ただし、病名の診断や治療方法などの医療行為に当たる相談や、緊急の対応が必要な相談はできない。

メール相談

パソコンから

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/>

携帯から

<http://www.hikikomori-tokyo.jp/m/>



電話相談 ☎5978-2043

受付時間 月から金曜日まで 10時から17時まで（祝日・年末年始を除く。）

訪問相談 受付は各区市町村の窓口で行う。

詳細は、ホームページ参照。

担当課 青少年・治安対策本部総合対策部
青少年課

☎5388-2257(直通)

21-723(内線)

◇ 東京都若者総合相談センター 「若ナビα」

平成29年7月より、日々の生活や将来について不安や悩みのある若者を対象とした「東京都若者総合相談センター」を開設し、来所相談を始める。都内在住の若者本人はもちろん、その家族からの相談も受け付ける。一人でも多くの若者が、一歩踏み出すきっかけづくりのお手伝いをしている。

メール相談

24時間受付

パソコン・スマートフォンから

<http://www.wakanavi-tokyo.net/>

携帯から

<http://www.wakanavi-tokyo.net/m/>

電話相談 ☎3267-0808(もやもや)

月から土曜日まで 11時から20時まで

(年末年始を除く。)

来所相談

電話またはメールで内容を伺ったうえで、必要に応じて実施。

また、都内にお住いの日本語以外の言語を主とする若者からも通訳を介した相談をお受けいたします。(英語、中国語、韓国・朝鮮語：各言語につき月1回)

担当課 青少年・治安対策本部総合対策部
青少年課

☎5388-2257(直通)

21-732(内線)

◇ 東京こどもネット・ケータイ ヘルプデスク(こたエール)

インターネットや携帯電話でのトラブルに悩んでいる青少年又はその保護者、学校関係者のための相談機関。電話又はメールにより受け付けている。

電話相談 ☎0570-783-184

月から金曜日まで9時から18時まで

土曜日

9時から17時まで

(祝日・年末年始を除く。)

メール相談 <「こたエール」で検索>

パソコン・スマートフォンから

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

携帯から

<http://www.tokyohelpdesk.jp/k/>



担当課 青少年・治安対策本部総合対策部
青少年課

☎5388-3186(直通)

21-751(内線)

FAX 5388-1217

◇ 東京しごとセンター

雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るために、都独自の取組として、ワンストップサービス機関である「東京しごとセンター」を設置し、カウンセリングやセミナー、能力開発など、若年者・中高年者、高齢者の各年齢層別や、家庭との両立を目指す女性を主な対象とした窓口を通じて、きめ細かい雇用就業支援事業を実施している。運営は、(公財)東京しごと財団(〒102-0072)

千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター
8階 ☎5211-2310) が行っている。

所在地 352☎参照 2か所

利用時間

月～金曜日まで 9時から20時まで
土曜日 9時から17時まで
(施設によって一部異なる場合がある。)

※祝日及び年末年始を除く。

担当課 産業労働局雇用就業部就業推進課

☎5320-4708(直通)
37-711(内線)

◇ **人材定着・離職防止相談支援事業**

福祉・介護労働に従事される方が安心して仕事を続けられるよう、様々な相談に応じている。また、相談によっても、悩みや不安が解消されず、やむなく離職を考えている方については、資格や経験が活かせるよう、福祉・介護業界内での転職を支援している。

運営は、(社福) 東京都社会福祉協議会(東京都福祉人材センター(220☎))で行っている。

福祉のしごとなんでも相談 福祉の仕事に詳しい専門の相談員が、福祉・介護の仕事に特有の悩みや不安等の相談を受け付けている。

利用方法

電話相談 ☎5212-5513

月から金曜日まで 10時から17時30分まで
(来所相談は、上記電話にて要予約)

こころスッキリ相談 臨床心理士・産業カウンセラー等が、職場の人間関係やこころの悩み等の相談を受け付けている。

利用方法

電話相談 ☎0120-981-134

月から日曜日まで 9時から22時まで
面談予約受付

平日 9時から21時まで

土曜日 9時から16時まで

担当課 福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

☎5320-4049(直通)
32-541(内線)

◇ **労働相談**
(東京都ろうどう110番)

賃金・労働時間等の労働条件や労使関係など、労働問題全般にわたり相談に応じている。

☎0570-00-6110

月から金曜日まで 9時から20時まで

土曜日 9時から17時まで

※祝日及び年末年始を除く。

また、東京都労働相談情報センターでは、都内6か所に窓口を置き、来所による労働相談にも応じている。(原則として予約制)

詳細は、上記電話又はホームページで確認を。

ホームページアドレス

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/soudan-c/center/>

担当課 産業労働局雇用就業部労働環境課

☎5320-4650(直通)
37-661(内線)

FAX 5388-1469

◇ **若者しごとホットライン**

若者の仕事に関するあらゆる相談(就職、転職、スキルアップなど)に、就職支援アドバイザーが電話で対応。本人以外(家族、知人等)でも可

☎3511(さあこいいい)-4510(しごと)

月から金曜日まで 10時から19時まで受付

土曜日 10時から16時まで受付

※祝日及び年末年始を除く。

運営は（公財）東京しごと財団（〒102-0072
千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター
ヤングコーナー☎5211-2851）が行っている。

担当課 産業労働局雇用就業部就業推進課
☎5320-4720(直通)
37-715(内線)

◇ 貸金業に関する苦情・相談

一般相談 貸金業に関する苦情及び相談、貸
金業者の登録照会を窓口及び電話にて受け
付けている。 ☎5320-4775

受付時間

相談窓口、電話とも月から金曜日まで
9時から12時、13時から17時まで

※祝日及び年末年始を除く。

無料法律相談 貸金業等に関わる専門的な相
談を必要とする方に対し、東京三弁護士会・
東京司法書士会の協力を得て、弁護士・司法
書士による窓口相談を行っている。

受付時間

・ 弁護士相談 第2・第4水曜日

13時から16時まで

・ 司法書士相談 第1・第3金曜日

13時から16時まで

※祝日及び年末年始を除く。

担当課 産業労働局金融部貸金業対策課
☎5320-4775

◇ 東京都消費生活総合センター

契約トラブル等消費生活に関するトラブル、
架空請求、多重債務問題等様々な相談を受け
付けている。

消費生活相談・多重債務問題相談

☎3235-1155

架空請求110番

☎3235-2400

高齢者被害110番 ☎3235-3366

高齢消費者見守りホットライン ☎3235-1334

消費生活相談来所面談 予約なしも可

受付時間 月から土曜日まで（祝日、年末年
始を除く。）、9時から17時まで

所在地 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
セントラルプラザ16F

担当課 東京都消費生活総合センター相談課
☎3235-1219

◇ 日本司法支援センター (法テラス)

法テラスは、法的トラブル解決のための総
合案内所。問合せの内容に応じて、最適な相
談先や解決に役立つ情報を無料でご案内する
ほか、一定の条件（*）を満たす方には無料
法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替え
を行う。

* 収入と資産の金額が基準額以下であるこ
と等。費用の立替え等の制度を利用するには、
法テラスの審査を受けていただくことが必要。

◆電話（平日9時から21時まで 土曜9時か
ら17時まで（祝日・年末年始を除く））法テ
ラス・サポートダイヤル



☎0570-078374(おなやみなし)

※IP電話からは ☎6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル



☎0570-079714(なくこないよ)

※IP電話からは ☎6745-5601

所在地 497☎参照

ホームページアドレス

<http://www.houterasu.or.jp/>

◇ 東京都人権プラザ

【本館】（所在地：港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1・2階）

一般相談（無料）

主に人権に関する相談を受ける。相談は、「電話」「面接」「Eメール」「手紙」いずれでも受け付ける。

・相談日 月から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）

・時間 9時30分から17時30分まで

☎6722-0124

☎6722-0125

Eメール ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp

法律相談（無料）

弁護士が「面接」又は「電話」で相談を受ける。

面接（要予約）

・相談日 火曜日（毎月第4火曜日と祝日・年末年始を除く。）

・時間 13時から16時まで

・相談時間 40分以内

予約 ☎6722-0124

電話（予約不要）

・相談日 毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く。）

・時間 13時から16時まで

・相談時間 15分以内

☎6722-0126

【分館】（所在地：台東区橋場1-1-6※平成30年3月末をもって廃止）

特定相談（無料）

それぞれの人権分野に関する相談を、各分野に詳しい特定相談員が受ける。

（注）相談日・時間は、変更することがある。

●同和問題

「電話」及び「面談」で受け付ける。

・相談日 月から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）

・時間 9時から12時まで、13時から17時まで

☎5808-9682

・相談日 月・水・金曜日（祝日・年末年始を除く。）

・時間 9時から12時まで、13時から17時まで

☎5808-9012

●アイヌの人々

「電話」及び「面談」で受け付ける。

・相談日 月・火曜日（祝日・年末年始を除く。）

・時間 9時から12時まで、13時から17時まで

☎5808-9712

◇ 犯罪被害者等のための 東京都総合相談窓口

犯罪被害に遭った方やその家族・遺族の方から、専門の相談員が電話・FAX・インターネット・手紙による相談に応じ、各種支援制度の紹介や情報提供を行うほか、必要に応じて、面接相談や自宅訪問、警察署・検察庁・裁判所などへの付添い、被害直後の一時的な居住場所の提供、精神科医等によるカウンセリングなどの支援を行う。

設置場所 公益社団法人被害者支援都民センター

所在地 〒169-0052 新宿区戸山3-18-1

相談方法

① 電話 ☎5287-3336

月・木・金曜日 9時30分から17時30分まで

火・水曜日 9時30分から19時まで
(祝日・年末年始を除く)

② FAX 5287-3387 (24時間受付)

③ インターネット

<http://www.shien.or.jp/> (24時間受付)

担当課 総務局人権部人権施策推進課被害者
支援連携担当 ☎5388-2589(直通)
25-827(内線)

◇ 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター 性暴力救援ダイヤルNaNa (ナナ)

性犯罪・性暴力に遭われた方から、専門の相談員が電話・面接による相談に応じ、必要に応じて医療機関や警察への同行支援を行うとともに、精神的ケア等が必要な場合には専門的な療法を実施する機関につなぐなどの支援をワンストップで行う。

相談ダイヤル

性暴力救援ダイヤルNaNa (ナナ)

☎5607-0799

(24時間、365日相談受付)

※特定非営利活動法人性暴力救援センター
東京 (SARC東京) が対応。

ホームページアドレス

<https://sarc-tokyo.org/>

担当課 総務局人権部人権施策推進課被害者
支援連携担当 ☎5388-2589(直通)
25-827(内線)

◇ 避難者の孤立化防止事業

東日本大震災の被災地から避難してきている方に対し、各地域の社会福祉協議会等が区市町村や関係機関と連携しながら、戸別訪問・

サロンの設置等の取組を行うことによって、避難者の方を支援し孤立化を防止することを目的とする。

実施主体 東京都社会福祉協議会

根拠法令等 避難者の孤立化防止事業実施要綱、避難者の孤立化防止事業補助金交付要綱

担当課 福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課
☎5320-4271(直通)
33-557(内線)

本文中に掲載されているもののほか相談の窓口は以下のとおりである。

◇ 東京消防庁救急相談センター

.....176☎-参照

◇ 東京民間救急コールセンター

.....176☎-参照

◇ 自動車事故対策機構..... 214☎-参照

◇ 区市町村社会福祉協議会

.....220・498☎-参照

◇ 東京都社会福祉協議会 220・500☎-参照

◇ 東京ボランティア・市民活動センター
.....231・500☎-参照

◇ 城北労働・福祉センター

.....235・506☎-参照

◇ HIV/エイズ対策・相談・検査

.....238・315☎-参照

◇ 難病相談・支援センター 245☎-参照

審査請求

行政庁の処分(施設への入所決定及び手当の受給資格認定など)などについて不服がある場合には、審査請求を提起することができる(生活保護については、168頁を、保険・年金については、204頁を参照)。

手続 原則として書面による。最上級行政庁に対して提起する場合は、処分庁を経由して行うこともできる。なお、処分について教示を受けなかった場合には、その処分につ

いて審査請求をすることの可否などの教示を処分庁に求めることもできる。

申立期間 原則として処分があったことを知った日の翌日から3か月以内

提起先 知事及び区市町村長等がした処分については、処分の根拠法令によって審査請求の提起先が異なるので、処分庁に確認して提起する。

情報提供等

◇ 福祉情報総合ネットワーク (とうきょう福祉ナビゲーション)

福祉サービスの利用者が安心して主体的にサービスを選ぶことができるよう、選択に必要な情報を総合的・一体的に提供する仕組み。高齢、障害、子供家庭等各分野について、サービス提供事業者やサービス内容に関する情報、サービス評価情報などを、分かりやすい形で提供している。また、高齢者や障害者を含め、誰もが情報を入手できるようにするため、ホームページの作成に当たってはユニバーサルデザインに配慮するとともに、携帯電話、ファクシミリなど、様々な方法で情報提供を行っている。

実施機関は (公財)東京都福祉保健財団福祉情報部福祉情報室 ☎3344-8631(直通)

ホームページアドレス

<http://www.fukunavi.or.jp/>

携帯電話から

<http://mobile.fukunavi.or.jp/fukunavi/keitai/>

FAXサービス FAX6911-4717

音声サービス ☎6911-4719

担当課 福祉保健局総務部企画政策課

☎5320-4202(直通)

32-202(内線)

◇ 知って安心暮らしの中の 医療情報ナビ

医療制度や医療用語の基本的な知識、情報を分かりやすく説明するホームページを開設している。

子供の急な発熱、転倒による骨折など身近な事例を取り上げ、体験物語(シミュレーションストーリー)を展開し、状況に応じた行動や医療制度に関する情報に触れられる。

また、医療費や入院生活といった目的別メニューも掲載している。

ホームページアドレス

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/>

スマートフォン

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/sp/>

携帯電話

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/inavi/k/>



担当課 福祉保健局医療政策部医療政策課

☎5320-4448(直通)

33-323(内線)

◆ 介護サービス情報の公表

利用者が介護サービスや事業者を適切かつ円滑に選ぶための情報提供の仕組み。公表される情報は、「基本情報」（名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備、利用料金などの事実情報）と「運営情報」（サービス提供内容の記録管理の有無、従業者の教育・研修の状況など、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報）で構成されている。とうきょう福祉ナビゲーション「介護サービス情報の公表」のページで公表している。

ホームページアドレス

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/>

問合せ

東京都指定情報公表センター（(公財)東京都福祉保健財団）

☎3344-8630

担当課 福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

☎5320-4291(直通)

33-652(内線)

◆ 福祉サービス第三者評価制度

多様な評価機関が福祉サービス事業者と契約し、サービスの内容、組織のマネジメント

能力等の評価を行い、その結果を公表する仕組み。評価結果は福祉情報総合ネットワーク（とうきょう福祉ナビゲーション）で公表している。福祉サービス利



用者等は評価情報を活用し、様々な事業者のサービス等を比較できる。また、事業者は自らのサービスレベルや事業経営の課題等を把握し、改善に着手することができる。評価を受けたことの目印となるよう、「受審済ステッカー」を配布している。

実施機関は(公財)東京都福祉保健財団「東京都福祉サービス評価推進機構」

☎3344-8515(直通)

担当課 福祉保健局指導監査部指導調整課

☎5320-4035(直通)

34-529(内線)

◆ グループホーム情報バンク

グループホームの整備促進を希望する区市町村別に「グループホーム用の物件紹介に協力的な不動産店情報」と「グループホーム開設を希望する事業者情報」を掲載する情報提供コンテンツ。更なるグループホームの設置促進のため、都内におけるグループホーム用の不動産物件のマッチング促進を図ることを目的とする。

ホームページアドレス

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/gh>

担当課 福祉保健局総務部企画政策課

☎5320-4202(直通)
32-202(内線)

33-262(内線)

◆ 施設整備費等補助の窓口

施設種別等ごとに次の所管で対応している。

◆ 特別養護老人ホーム整備費補助

担当課 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
☎5320-4265(直通)
33-621(内線)

◆ 介護老人保健施設整備費補助

担当課 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
☎5320-4266(直通)
33-627(内線)

◆ 認知症高齢者グループホーム整備費補助

担当課 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
☎5320-4252(直通)
33-628(内線)

◆ 都市型軽費老人ホーム整備費補助

担当課 福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
☎5320-4321(直通)
33-629(内線)

◆ 障害者(児)施設整備費補助

担当課 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当
☎5320-4152(直通)
33-275~7(内線)

◆ 障害者通所施設等整備費補助

担当課 福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当
☎5320-4152(直通)
☎5320-4377(直通)
33-133(内線)

◆ 短期入所開設準備経費等補助

担当課 福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当 ☎5320-4151(直通)

◆ 学童クラブ整備費補助

担当課 福祉保健局少子社会対策部家庭支援課子育て事業担当
☎5320-4371(直通)
32-666(内線)

◆ 児童養護施設・乳児院等整備費補助

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課児童施設担当
☎5320-4122(直通)
32-653(内線)

◆ 母子生活支援施設整備費補助

担当課 福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉担当
☎5320-4125(直通)
32-614(内線)

◆ 保護施設整備費補助

担当課 福祉保健局生活福祉部保護課施設担当
☎5320-4086(直通)
32-436(内線)

◆ 宿泊施設バリアフリー化補助

対象 旅館業法上の許可を受けている都内宿泊施設(風俗営業等を除く。)が行うバリアフリー化改修工事や備品購入に要する経費及びバリアフリー化のためのコンサルティング費など

受付期間 詳細は問合せ

担当課 (公財) 東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課 ☎5579-8463(直通)